

株式交換・株式移転等 実務必携【第二版】

日本税制研究所 代表理事 朝長 英樹【編著】

竹内 陽一 長谷川 敏也 有田 賢臣
妹尾 明宏 樋口 恒太 新沼 潮【共著】
内藤 卓 北詰 健太郎 本橋 寛樹

法令出版

第二版 はしがき

近年、我が国においては、大企業はもとより、中小企業においても、組織再編成を行うケースが非常に増えてきました。

それに伴い、近年は、組織再編成税制に関する理解も、かなり深まってきたように思われます。

しかし、組織再編成税制は、他の税制度と比べると、難解な税制であることは否定できません。

このため、組織再編成税制に関して判断をするという場合には、他の税制度以上に、深度のある知見が必要となります。

本書は、初版から、そのような事情を考慮し、組織再編成の中の株式交換・株式移転について、極力、全般をカバーして深度のある解説を行うことを心掛けてきました。

平成 27 年に初版を上梓して以後、6 年の間に、株式交換・株式移転の税制に関して、次のように、新たな類似の制度を設けるなどの重要な改正が行われていますので、本書第二版においては、書名を『株式交換・株式移転 実務必携』から『株式交換・株式移転等実務必携』に変更した上で、このような改正も織り込んで解説を行っています。

- 平成 29 年度の株式交換・株式移転等に関する主な改正
 - ・ 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求について、組織再編税制の下に位置付ける改正
 - ・ 支配株主がいる場合の株式の保有関係に関する要件の緩和
 - ・ 株式交換・株式移転等の後に連続再編が見込まれている場合の適格要件の整備
- 平成 30 年度の株式交換・株式移転等に関する主な改正
 - ・ 完全支配関係がある法人間で行われる株式交換・株式移転等

の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合の株式の保有関係に関する要件の緩和

- ・ 従業者従事要件及び事業継続要件の緩和
 - ・ 無対価株式交換で適格株式交換となるものの類型の見直し
- 令和元年度の株式交換・株式移転等に関する主な改正
- ・ 株式交換等に係る株式の保有関係に関する要件及び支配関係継続要件の見直し

このような本書第二版が、株式交換・株式移転等の実務に携わる税理士・公認会計士・弁護士、株式交換・株式移転等を自ら行う企業の税務担当者、株式交換・株式移転等に係る税制の勉強を志す皆様方、株式交換・株式移転等の税務処理に関して税務調査・審理事務を担当する国税職員の皆様方などの日々の実務や勉強等に僅かなりともお役に立つようであれば、幸いです。

なお、法令出版においては、2022年（令和4年）中の適宜の時期に、本書第二版を含めて、著者が関連事項について寄稿するものを購読者の皆様方に配信する等のサービスを提供する予定となっていることから、法令出版において用意が整い次第、ご利用されることをお勧めします。

最後になりましたが、本書第二版の出版にご助力を賜りました法令出版の皆様方に、著者一同を代表して、御礼を申し上げます。

令和3年11月

著者を代表して

日本税制研究所 代表理事

税理士 朝長 英樹

目次

第I部 株式交換・株式移転等の検討

第1章 株式交換・株式移転等の検討	2
第1節 株式交換・株式移転の概要	2
1 法制度導入の経緯	2
2 株式交換とは	2
3 株式移転とは	3
4 株式交換・株式移転の税制の概要	4
第2節 株式交換の利用方法等	6
1 ターゲット会社の全株式を取得する	6
2 株式の買取りとの違い	6
3 合併との違い	7
4 適格株式交換における税制面のメリット	7
第3節 株式移転の利用方法等	8
第4節 グループ内企業統合	10
第5節 株式交換完全子会社の自己株式	13
1 保有する自己株式への株式割当	13
2 割り当てられた完全親会社株式の処分	13
第6節 株式移転完全子法人の自己株式	15
1 概要	15
2 株式移転完全子法人が株式移転完全親法人株式を取得した場合の税務処理	15
第7節 株式交換完全親会社の自己株式	17
1 保有する自己株式の新株発行に代える交付	17

2	簡易株式交換手続への影響	17
第8節	無対価の株式交換	18
1	無対価の株式交換が発生するケース	18
2	時価債務超過会社の株式交換	18
第9節	簿価債務超過の完全子会社	19
1	会社法と企業会計の処理の概要	19
2	会社法の承認手続	19
第10節	時価債務超過の完全子会社	20
1	会社法と会計処理の概要	20
2	会社法の承認手続	20
3	発生するケース	20
第11節	連結納税の選択と株式交換	21
第12節	連結納税の選択と株式移転	23
第13節	全部取得条項付種類株式・株式等売渡請求による 100%子会社化	25
1	全部取得条項付種類株式による100%子会社化	25
2	株式併合による100%子会社化	26
3	株式等売渡請求制度による100%子会社化	26
4	組織再編成税制としてのスクイズアウト	27
第14節	株式交付	28
1	制度の概要	28
2	8割要件及び「株式交付割合」における「割合」の算定	30
3	株式交付親会社の処理	33
4	株式交付子会社の旧株主の処理	36
5	株式交付子会社の処理	38
第2章	株式交換・株式移転の留意点	40
第1節	会社に関する留意点	40

1	完全子会社	41
2	完全親会社	44
第2節	株主に関する留意点	46
1	完全子会社の株主における会計・税務処理の留意点	46
2	株主名簿について検討すべき点	47
第3節	株式交換比率・株式移転比率に関する留意点	51
第4節	株式交換完全子会社が新株予約権を発行している 場合の取扱い	52
1	会社法における取扱い	52
2	企業会計における取扱い	52
3	税法における取扱い	53
第5節	その他の留意点（完全支配関係内の非適格株式 交換について）	56

第Ⅱ部 株式交換・株式移転等の法務

第1章	株式交換の法務	60
第1節	株式交換の概要	60
第2節	株式交換のスケジュール	62
1	手続の流れ	62
2	モデルスケジュール	63
第3節	株式交換契約書の記載事項	67
第4節	他の組織再編成との比較	71
第5節	完全子会社の自己株式	72
第6節	株券提出手続	73
1	株券発行会社であるか否かの確認	73
2	新株予約権証券、新株予約権付社債券を発行	

している場合	73
3 提出手続	74
4 株券提出手続が不要な場合	75
第7節 反対株主の株式買取請求	77
1 株式交換完全子会社における手続	77
2 株式交換完全親会社における手続	77
3 新株予約権者に対する手続	78
4 反対株主からの買取請求	78
第8節 債権者保護手続	80
1 債権者保護手続が必要となる場合	80
2 債権者保護手続	81
3 異議が出された場合の処置	84
第9節 簡易株式交換	87
第10節 略式株式交換	88
第11節 効力発生日	89
第12節 登記手続	90
1 登記が必要となる場合	90
2 同時申請	90
3 添付書面	90
4 登録免許税	92
第2章 株式移転の法務	94
第1節 株式移転の概要	94
第2節 株式移転のスケジュール	95
1 手続きの流れ	95
2 モデルスケジュール	96
第3節 株式移転計画書の記載事項	98
第4節 他の組織再編成との比較	102

第5節 完全子会社の自己株式	103
第6節 株券提出手続	104
1 株券発行会社であるか否かの確認	104
2 新株予約権証券、新株予約権付社債券を 発行している場合	104
3 株券提出手続	105
4 株券提出手続が不要な場合	106
第7節 反対株主の株式買取請求	108
1 株主に対する手続	108
2 新株予約権者に対する手続	108
3 反対株主からの買取請求	108
4 新株予約権の買取請求	109
5 株式の買取請求の効力	109
第8節 債権者保護手続	111
1 債権者保護手続が必要となる場合	111
2 債権者保護手続	111
3 異議が出された場合の処置	113
第9節 効力発生日	116
第10節 登記手続	117
1 必要な登記手続	117
2 同時申請	117
3 添付書面	117
4 登録免許税	119
第3章 株式交付の法務	122
第1節 株式交付の概要	122
第2節 株式交付のスケジュール	123
第3節 株式交付契約書の記載事項	125

第4節 譲渡人に係る各手続	128
1 株式交付子会社の株式の譲り渡しの申込み	128
2 譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て	129
3 株式の譲り渡し	129
第5節 反対株主の株式買取請求	130
1 株式交付親会社における手続	130
2 株式交付子会社における手続	130
3 反対株主からの買取請求	131
4 買取請求の効果	131
第6節 債権者保護手続	133
1 債権者保護手続が必要となる場合	133
2 債権者保護手続	133
3 異議が出された場合等の処置	134
第7節 簡易株式交付	136
第8節 効力発生日	137
第9節 登記手続	138
1 登記が必要となる場合	138
2 添付書類	138
3 登録免許税	138

第4章 株式交換の会計 140

第1節 株式交換の概要	140
第2節 取得とされた株式交換の会計処理	143
1 完全親会社の個別財務諸表上の会計処理	143
2 完全子会社の個別財務諸表上の会計処理	148
3 株式交換後の連結財務諸表上の会計処理	149
4 株主の会計処理	151
第3節 共通支配下の取引等とされた株式交換の会計処理	155

1 完全親会社の個別財務諸表上の会計処理	157
2 株式交換完全子会社の個別財務諸表上の会計処理	161
3 株式交換後の連結財務諸表上の会計処理	162
4 株主の会計処理	162
第4節 逆取得とされた株式交換の会計処理	164
1 逆取得となる株式交換	164
2 完全親会社（被取得企業）の個別財務諸表上の 会計処理	164
3 株式交換後の連結財務諸表上の会計処理	165
第5節 株式交換等における新株予約権等の承継	167
1 新株予約権承継の意義	167
2 個別財務諸表上の会計処理	167
第6節 その他の論点	174
1 個別財務諸表上の会計処理	174
2 連結財務諸表上の会計処理	175

第5章 株式移転の会計 176

第1節 株式移転の概要	176
第2節 取得とされた株式移転の会計処理	177
1 完全親会社の個別財務諸表上の会計処理	177
2 完全子会社の個別財務諸表上の会計処理	181
3 株式移転後の連結財務諸表上の会計処理	182
4 株主の会計処理	184
第3節 共通支配下の取引等とされた株式移転の会計処理	186
1 完全親会社の個別財務諸表上の会計処理	186
2 株式移転完全子会社の個別財務諸表上の会計処理	187
3 株式移転後の連結財務諸表上の会計処理	188
4 株主の会計処理	189

第4節 単独株式移転	190
1 株式移転設立完全親会社の個別財務諸表上の会計処理	190
2 連結財務諸表上の会計処理	190

第6章 株式交付の会計 192

第Ⅲ部 株式交換・株式移転等の税務

第1章 適格株式交換等 194

第1節 完全支配関係・支配関係	194
第2節 株式交換等	204
第3節 適格株式交換等の要件の概要	208
第4節 対価要件と交付金銭等の意義	212
1 原則	212
2 例外	213
第5節 完全支配関係法人間の適格株式交換	222
1 概要	222
2 対価要件	222
3 完全支配関係継続要件	223
第6節 支配関係法人間の適格株式交換等	226
1 概要	226
2 対価要件	227
3 支配関係継続要件	227
4 従業者継続要件	230
5 主要事業継続要件	231
6 支配関係成立時期と適格株式交換等	232

第7節 共同事業を行うための適格株式交換	233
1 概要	233
2 事業関連性要件	234
3 事業規模要件又は特定役員非退任要件	243
4 従業者継続要件	247
5 事業継続要件	248
6 株式継続保有要件	248
7 株式交換後の完全支配関係継続要件	252
第8節 株式交換後に適格合併を行うことが予定されている場合の適格要件の緩和	253
1 完全支配関係法人間の株式交換後に適格合併を行うことが見込まれている場合	254
2 支配関係法人間の株式交換等後に適格合併を行うことが見込まれている場合	265
3 共同事業を行うための株式交換後に適格合併を行うことが見込まれている場合	280
第9節 株式交換後に適格分割及び適格現物分配を行うことが予定されている場合の適格要件の緩和	285
1 支配関係法人間の株式交換等の後に適格分割又は適格現物分配を行うことが見込まれている場合	285
2 共同事業を行うための株式交換等の後に適格分割又は適格現物分配を行うことが見込まれている場合	287
第10節 株式交換後に適格株式分配を行うことが予定されている場合の完全支配関係継続要件の緩和	289
1 完全支配関係がある当事者間の株式交換後に株式交換完全子法人を完全子法人とする適格株式分配が見込まれている場合	289
2 同一の者による完全支配関係がある株式交換後に株式交換完全親法人を完全子法人とする適格株式分	

配が見込まれている場合	290	1 完全支配関係法人間の株式移転後に適格合併を 行うことが見込まれている場合	325
第2章 適格株式移転	292	2 支配関係法人間の株式移転後に適格合併を 行うことが見込まれている場合	333
第1節 完全支配関係・支配関係	292	3 共同事業を行うための株式移転後に適格合併を 行うことが見込まれている場合	339
第2節 適格株式移転の要件の概要	301	第8節 株式移転後に適格分割及び適格株式分配を 行うことが予定されている場合の適格要件の緩和	348
第3節 対価要件と交付金銭等の意義	302	1 支配関係法人間の株式交換等後に適格分割又は 適格現物分配を行うことが見込まれている場合	348
第4節 完全支配関係法人間の適格株式移転	304	2 共同事業を行うための株式移転後に適格分割又は 適格現物分配を行うことが見込まれている場合	350
1 概要	304	第9節 株式移転後に適格株式分配を行うことが予定 されている場合の完全支配関係継続要件の緩和	353
2 対価要件	305	1 同一の者による完全支配関係がある共同株式 移転後に株式移転完全親法人を完全子法人とす る適格株式分配が見込まれている場合	353
3 完全支配関係継続要件	305	2 単独株式移転後に、株式移転完全子法人を 完全子法人とする適格株式分配が見込まれている場合	353
第5節 支配関係法人間の適格株式移転	307	第3章 非適格株式交換・非適格株式移転	356
1 概要	307	第1節 完全子法人の有する資産の時価評価	356
2 対価要件	308	1 概要	356
3 支配関係継続要件	308	2 時価評価の対象資産	359
4 従業者継続要件	309	3 時価評価資産から除外されるもの	360
5 主要事業継続要件	311	4 時価評価の単位	362
6 支配関係成立時期と適格株式移転	311	第2節 各時価評価資産の取扱い	364
第6節 共同事業を行うための適格株式移転	312	1 棚卸資産	364
1 対価要件	312		
2 事業関連性要件	313		
3 事業規模要件	316		
4 特定役員非退任要件	318		
5 事業継続要件	319		
6 従業者継続要件	320		
7 親法人株式継続保有要件	321		
8 完全支配関係継続要件	323		
第7節 株式移転後に適格合併を行うことが予定 されている場合の適格要件の緩和	324		

2	減価償却資産	364
3	繰延資産	366
4	有価証券	366
5	外貨建資産等	368
第3節	長期割賦販売等	370
1	完全子法人の長期割賦販売等に係る延払基準の 不適用（原則）	370
2	延払基準の不適用とならないケース（例外）	370
第4節	譲渡損益調整資産	372
1	譲渡損益の繰延べと譲渡損益調整資産の定義	372
2	有価証券に係る対価の額（特例）	372
3	完全子法人株式が譲渡損益調整資産に該当する場合	373
第5節	特定引継資産等	374
第6節	資産調整勘定	375
1	非適格株式交換等があった場合の完全子法人が 有する資産調整勘定	375
2	非適格株式交換等における資産調整勘定等の 計上の要否	375
第7節	営業権	376
1	非適格株式交換等があった場合の完全子法人が 有する営業権	376
2	非適格株式交換等があった場合の営業権の評価	376
第8節	完全支配関係内の非適格株式交換等と 時価評価の除外	377
1	資産の時価評価の適用除外	377
2	完全親法人の課税関係	378
3	完全子法人の旧株主の課税関係	378
4	完全子法人の課税関係	379

第4章 株主の取扱い 380

第1節	完全親法人における完全子法人株式の取得価額	380
1	株式交換	380
2	株式移転	382
第2節	完全親法人の処理	384
1	株式交換	384
2	株式移転	386
第3節	子法人株主の旧株の譲渡損益	392
1	株式交換	392
2	株式移転	399
第4節	子法人反対株主に関する取扱い	403
1	反対株主の課税関係	403
2	支払通知書等	404
第5節	株式交換の処理例	406
1	適格株式交換の処理例	406
2	非適格株式交換の処理例	407
3	企業集団内（共通支配下）の適格株式交換の 別表調整事例	408
第6節	株式移転の処理例	410
1	適格株式移転の処理例	410
2	非適格株式移転の処理例	411
3	企業集団内（共通支配下）の適格株式移転の 別表調整事例	412

第5章 個別論点 414

第1節	無対価株式交換	414
1	概要	414

2	適格判定	417
3	適格無対価株式交換の場合	428
4	非適格無対価株式交換の処理	430
5	寄附金・受贈益とされたり、租税回避とされたり する可能性	434
第2節	株式交換後に受ける配当等	438
1	株式交換完全親法人が受ける配当等	438
2	株式交換完全子法人の旧株主が受ける配当等	440
第3節	株式移転後に受ける配当等	443
1	株式移転完全親法人が受ける配当等	443
2	株式移転完全子法人の旧株主の場合	444
第4節	所得税額控除	446
1	原則法における所有期間按分の計算	446
2	簡便法における所有期間按分の計算	448
第5節	株式交換・株式移転と消費税（課税売上 割合への影響）	451
1	課税売上割合への影響	451
2	たまたま土地の譲渡があった場合と同様の 手法について	451
3	株式交換・株式移転が予想される場合の対応	454

第6章 連結納税 456

第1節	株式交換等と連結納税の開始・加入	456
1	連結納税の開始・加入時における制度の概要	456
2	適格株式交換等完全子法人等の連結納税の開始	458
3	適格株式交換等による連結納税への加入	460
4	非適格株式交換等による連結納税への加入	462
第2節	株式移転と連結納税の開始・加入	463

1	連結納税の開始・加入時における制度の概要	463
2	株式移転完全親法人の連結納税の開始	463
3	適格株式移転完全子法人等の連結納税の開始	465
第3節	連結納税の開始・加入と適格合併との差異	468
1	連結納税の開始・加入と適格合併	468
2	適格合併との差異	469
第4節	連結子法人株式の帳簿価額の修正	470
1	制度の概要	470
2	株式交換による譲渡	470
3	株式移転による譲渡	471

第Ⅰ部

株式交換・株式移転等の検討

第1章 株式交換・株式移転等の検討

第1節 株式交換・株式移転の概要

1 法制度導入の経緯

平成9年6月12日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（いわゆる独禁法）が改正され、純粋持株会社が解禁されました。

その際に、衆・参両議院において、「持株会社の設立等の企業組織の変更が円滑に行われるよう、株式交換制度等について検討を行うこと」という附帯決議がなされており、それを受けて、平成11年8月9日、第145回通常国会において、株式交換・株式移転の制度を盛り込んだ「商法等の一部を改正する法律」（平成11年法律第125号）が成立し、同年10月1日から施行されました。

これにより、既存の会社を子会社とする持株会社を新設したり、既存の会社を持株会社化したりすることができるようになりました。

この株式交換・株式移転の制度は、平成12年の会社分割の制度の創設、平成13年の自己株式取得の自由化や株式額面制度の廃止など、その後の企業組織再編成を機動的に行うための一連の商法改正の先陣を切る形で導入されたものです。

2 株式交換とは

株式交換とは、株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいいます（会法2三十一）。

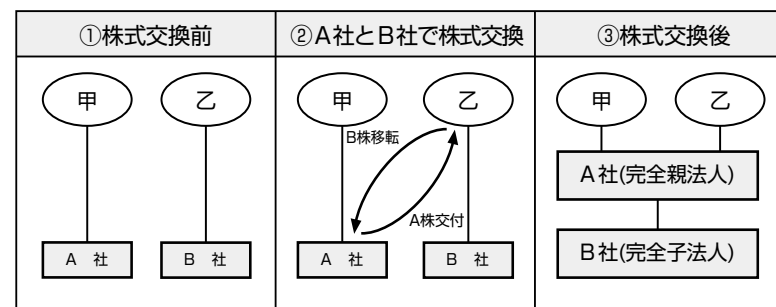
株式交換は、完全親会社となる会社の株式や金銭等の対価と引換

えに、完全子会社となる会社の株主の有する株式を全て完全親会社となる法人に移転することにより、完全親子会社関係を創設することを目的とする行為です。

この金銭等とは、財産と評価できるものであれば足り、特にそれ以外の制限はありません。

なお、完全親子会社関係とは、親会社が他の会社の発行済株式の全てを有する親子会社関係（100%親子会社関係）のことです。

株式交換



3 株式移転とは

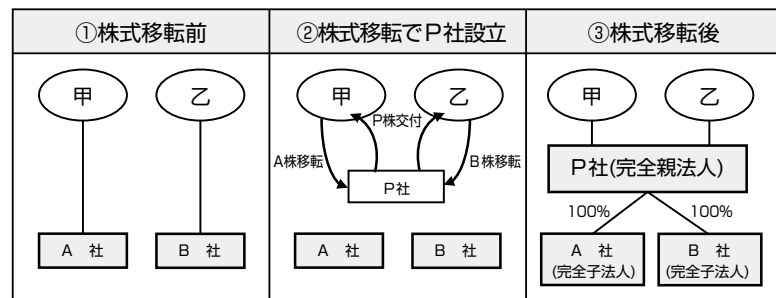
株式移転とは、1又は2以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社を取得させることをいいます（会法2三十二）。

株式移転は、完全親会社となる株式会社が新たに設立され、これに既存の株式会社である完全子会社となる会社の株主が有する全ての株式を移転し、その移転の対価として完全子会社の株主がその新設される完全親会社となる会社の株式等を受け取るにより、完全親子会社関係を創設することを目的とする行為です。

この株式等は、完全親会社の株式、社債、新株予約権、新株予約

権付社債に限られます。

株式移転



4 株式交換・株式移転の税制の概要

本制度の施行に伴い、税制は、企業の組織再編成を阻害せず、また実態に合った課税を行う観点から、平成11年10月に、租税特別措置法において法人税及び所得税に関する措置が講じられましたが、この措置は、「株主の税務」として株式の譲渡損益課税について特例を設けるということに止まるものでした。

平成13年の組織再編成税制の創設時にも、株式交換・株式移転については、従来どおり、租税特別措置法に存置されたままとりました。

しかし、その後、会社法の創設に伴い、株式交換・株式移転については「組織再編成税制」の一部として位置づけられるようになり、平成18年10月からは法人税法及び所得税法にその取扱いが定められるとともに、租税特別措置法の特例規定は廃止されることとなりました。

組織再編成税制における株式交換・株式移転の取扱いの概要は、次のとおりです。

- ① 適格株式交換・適格株式移転の範囲については、合併等の組織再編成と整合的なものとされています（注）。

（注）平成29年度税制改正により、少数株主の締出しのための次の3つを用いた手法については、現金交付株式交換と変わらないことから、これらを組織再編成税制の下に位置づけ、従来からの株式交換と合わせて株式交換等とすることとされました（法第22の16）。

- i 全部取得条項付種類株式による子会社化
 - ii 株式併合による子会社化
 - iii 株式等売渡請求による子会社化
- ② 非適格株式交換・非適格株式移転に係る株式交換完全子法人等の有する時価評価資産については、その評価益又は評価損を計上することとされています。
- ③ 株式交換完全子法人等の株主については、株式交換・株式移転により株式交換完全親法人等の株式以外の資産の交付を受けなかった場合には、譲渡損益の計上を繰り延べることとされています。
- ④ 適格株式交換・適格株式移転に係る株式交換完全親法人等における株式交換完全子法人等の株式の取得価額は、株式交換完全子法人等の株主の当該株式の旧帳簿価額の合計額に相当する金額とされています。

第2節 株式交換の利用方法等

1 ターゲット会社の全株式を取得する

株式交換を用いることにより、完全子会社となる会社の発行済株式総数を、強制的に完全親会社となる会社が取得することができます。

このため、株式交換は、既存の子会社・関係会社などを完全子会社化するいわゆるグループ内の再編、資本関係のない会社同士においてターゲット会社を完全子会社化することなどに利用されます。

2 株式の買取りとの違い

株式の買取りによる会社の買収の場合には、個々の株主との交渉が必要となり、株主が必ず株式の譲渡に応じてくれるとは限りません。

しかし、株式交換による会社の買収の場合には、交渉相手は株式交換契約を締結する当事会社であり、株式交換契約に反対する株主がいても決議要件を満たす株主の賛成が得られれば、発行済株式の全部を強制的に取得することができます。

反対株主には、株式買取請求権の行使が認められていますが、この場合、時価により金銭を交付することとなります。

また、当初から金銭交付株式交換を決議した場合も、株式の全部を取得することができますが、税制上、非適格株式交換となり、完全子法人において保有資産の時価評価課税が行われることとなります。

このため、少数株主のキャッシュアウトの手段としては、全部取得条項付種類株式が活用されています。

また、平成26年度改正において、90%以上の株式を保有した場

合の株式等売渡請求制度が創設されました。

3 合併との違い

株式交換は、実務上、合併と比較されることが多いわけですが、その主たる相違点は、次に掲げるとおりです。

- ① 合併においては、消滅会社の権利義務を存続会社が包括承継するのに対し、株式交換による完全子会社化においては、単に株式を承継するのみとなります。したがって、株式交換の場合には、包括承継による潜在的风险を遮断することができます。
- ② 子会社は親会社とは法人格が別であるため、ターゲットとなった法人が完全子会社化されても、性急な経営統合を必要とせず、従前の組織体を維持しながら企業統合していくことができます。

4 適格株式交換における税制面のメリット

税法上の適格株式交換に該当すると、株主における株式の譲渡損益課税を繰り延べることができるほか、連結納税制度へ移行する際に、子会社の時価評価課税の対象から外れることとされており、子会社の欠損金を特定連結欠損金として連結納税に持ち込むことができます。